

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について
藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例（平成15年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「別表第1に定める額の施設利用料」を「指定管理者（第15条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条及び第11条において同じ。）に利用料金」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 利用料金の金額は、別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第11条を次のように改める。

（利用料金及び使用料の減免）

第11条 指定管理者は、市長が規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

第19条第2項中「施設利用料又は」を削る。

別表第1中「施設利用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の令和5年度以降の指定管理者による管理について、利用者から徴収する料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入することで、指定管理者の経営努力により一層の集客を図るため、所要の改正をする必要による。